

戸籍の窓口

12月21日～1月20日受付分
【当町窓口で受付した方で、町内に住所を有する方を掲載しています】

●おくやみ申し上げます●

佐藤 徳市さん 94 (泉田中)

市川ハルエさん 83 (石母田表)

佐藤 貞子さん 82 (貝田)

千葉トリヨさん 97 (山崎小館)

松浦 惣一さん 80 (本町)

佐藤 隆雄さん 81 (宮町南)

大石 アヤさん 89 (山崎宮館)



掲載を希望されない方は、届出の際にお申し出ください。

3月の相談会

「心配ごと相談」 「障がい者相談」

開催日	3月14日(木)、28日(木)	3月19日(水)
時間	午前9時から正午	午前10時から午後4時
場所	観月台文化センター 第2和室	観月台文化センター 第2和室
相談員	民生児童委員	NPO法人「ひびきの会」

※秘密は厳守します。費用はかかりません。予約制ではありません。気軽に来場ください。

☎保健福祉課社会福祉係 ☎585-2793

戸籍の窓口からのお知らせ

平日木曜日は住民生活課戸籍係窓口業務を午後7時まで延長しています

≪窓口延長の日≫ 2月14日、21日、28日
3月7日、14日、28日

≪交付できる証明書等≫住民票・戸籍証明書、印鑑登録証明書の交付、印鑑登録、戸籍の届出

※取扱いできない手続き 転入・転出・転居等の住所異動の届出、税証明書等の交付はできません。

※詳しくは、戸籍係まで問い合わせください。

☎住民生活課戸籍係 ☎585-2115

人口と世帯

平成31年1月1日現在

※ 広報くにみでは住民基本台帳人口を掲載しています。

人口	9,159人 (△25)
男	4,416人 (△13)
女	4,743人 (△12)
世帯	3,421世帯 (△4)

広報くにみに掲載された写真を希望する方は、総務課 ☎585-2111 (代表) まで連絡ください。

広報くにみ&町ホームページに 広告を掲載してみませんか？

町では、広報くにみや町ホームページに掲載する有料広告を募集しています。詳しくは問い合わせください。

申込期限(4月号掲載分): 3月11日(木)まで

広報くにみ	
1枠 (縦45 ^{ミリ} ×横174 ^{ミリ})	12,000円/1回
半枠 (縦45 ^{ミリ} ×横84 ^{ミリ})	6,000円/1回
ホームページ	
1枠 (トップページ下段)	6,000円/月

☎総務課文書広報係 ☎585-2113

ヨコ174^{ミリ}



『広報くにみ』をもっと身近に！

スマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでも簡単に「広報くにみ」を読むことができるよう、「マチイロ」「マイ広報紙」を導入しました。ぜひ、活用ください。



- ☑スマートフォンやタブレット端末専用のアプリ。広報紙のページそのままのレイアウトで、ページをめくる感覚で読むことができます。
- ☑初期設定でお住いのエリアを「福島県国見町」に設定すると、広報紙のほかに町ウェブサイトの新着情報なども届きます。
- ☑配信対象：広報くにみ、議会だより



- ☑広報紙を記事カテゴリごとに分割してデータ化し、インターネットで無料配信するサービス。
- ☑写真やイラストは表示されないため、記事(文章)のみを読みたい場合に適しています。
- ☑配信対象：広報くにみ、お知らせ版

第23回 国見町フォトコンテスト

■テーマ
「つなぐ、国見のたからもの一伝えたい瞬間は突然に」
国見町内で開催されるイベント、歴史・文化または風景をとらえた作品で、『国見町にいてみよう！』と思わせる作品を募集しています。たくさんのお応募をお待ちしています。

くにみのたからもの！部門
※平成30年4月以降に撮影したものが対象

キセキの一瞬！投稿部門
Facebookからの応募のみ受付

※シーズンIV(12月から2月投稿分)募集中

問い合わせ・応募先
国見町まちづくり推進協議会
(企画情報課内) ☎585-2217

応募締切
2/28(木) 必着

相続登記 Q&A 第4回 「遺言書が争いを防止する？」

Q 私には妻と3人の子どもがいます。私が亡くなったときに、同居している二男夫婦に自宅を相続させたいのですがどうすればよいのでしょうか？

A 遺言書を作成することをおすすめします。遺言書を残さなかった場合、法定相続分での相続となります。相続人間での話し合い(遺産分割協議)で相続割合を変えることはできますが、もめる場合もあります。遺言書を作っておけば遺産分割協議をしなくても二男夫婦が自宅を取得できます。本来、二男の奥様には相続する権利がありませんが、遺言書を作成することで遺産を取得させることができます。これを「遺贈」と言います。ただし、兄弟姉妹以外が相続人となる場合には「遺留分」という最低限相続できる財産の割合があり、これを侵害していると、遺産の取得者が他の相続人から遺留分を取り戻す請求をされることもあります。

今回は、第5回「遺産分割協議ができない？」をテーマに案内します。

不明な点は問い合わせください。
☎福島県司法書士会 ☎534-7502
☎福島県地方自治局 ☎534-2045



広告掲載